



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.03.25 No. 27 - 81

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

AUDIT(監査)に関する POLICY 案が IFALPA 年次総会に提出されました

IFALPA HUPER COMMITTEE 関連

IFALPA HUPER Committee は現在シドニーで開催されている IFALPA 総会で、Audit に関する Policy を提出しています。ALPA Japan HUPER 委員会はこの方針を支持しています。

Audit (監査)とは意外に身近なものです。会計監査だけではなく、コードシェアを行う航空会社は Audit を受けなければなりませんし、日本でも大手の航空会社は社内に安全監査の組織を作り Audit を行っています。

LOSA (Line Operational Safety Audit) については最近有名になってきましたが、IATA も全世界的な IATA Operational Safety Audit (IOSA) の計画を進めています。

これら Audit の一部には、我々Pilot を対象としているものもあります。IFALPA HUPER COMMITTEE は、様々な Audit がルールなしに野放し状態で勝手に開発され実施されるのでは困ると考え、3年間の議論の末 Policy 原案を作成し今総会に提出しています。

今回は提出される AUDIT に関する POLICY 原案の重要な一部分のみを和訳してご紹介します。

IFALPA は、監査は主にフライトオペレーションの安全性に向けられるべきと考える。そして IFALPA は我々が働く環境と、我々が共に働く機材の安全性を強化する手段として監査が用いられるならばこれを支持するものである。

従って IFALPA が検討中の『AUDIT(監査)に関する Policy』は、主に安全性に対して効果を持つことができる監査システムに対するものである。



11.2 基準

11.2.1 基本的な要素

監査がフライトオペレーションの安全性を強化するために使われるならば、次の要素が監査システムの基本であるべきであり、守られるべきである。

- ・ 監査は一過性のものであるべきではない。
監査は、フライトオペレーションの安全性を改善に導く仕組みの一部であるべきである。一過性の事柄であるべきではない。監査はむしろ定期的に行われるべきである。
- ・ 義務付けられた監査というものは、一連の必要条件を満たした卒業証書ではなく、むしろ次の更新までその状態が維持すると約束した保証書となるべきである。

11.2.2 監査システムが満たすべき、重要な勧告(Strong recommendations)とは、

- ・ 監査の規模は、統計学的に有効なデータを得るために十分に大きい必要がある。すなわち無作為の選択と被験者(物)の数が問題になる。
- ・ 監査から生まれたデータは、特定目標の標準化のために使われるだけでなく、安全文化の中の傾向を見つけるためにも使われるべきである。
- ・ データの分析から引き出された結果と勧告は、実行を伴う実行計画に導かれるべきである。
- ・ 結果と勧告と同様に、経営による行動計画は組織のすべてのパイロットにフィードバックされるべきである。
- ・ 監査システムとそのフォローアップは、健全で効果的な計画として使われるべきである。
いずれにしても、このプログラムは長い期間にわたって不変であるべきではなく、必要なときは、いつでも再評価され、改修されるべきである。

11.2.3 パイロットが関わる場合の必要条件

パイロットが、監査対象あるいは監査する側として、直接的に監査にかかわる場合は、常に次の必要条件を満たすべきである。

- ・ 監査は個人が特定されない機密扱いであって、懲戒を目的としたデータ収集であってはならない。
- ・ 監査が強制的なものか任意のものか、パイロットに明らかにされるべきである。
- ・ 義務的であるときは、いずれの規則あるいは法が根拠になっているか明確に示されるべきである。
- ・ 任意であるときは、適切なパイロットの組織の同意が得られているか否か、明確に示されるべきである。
- ・ 乗務員が任意の参加を拒否した場合、これは尊重されるべきであり理由は問われるべきではない。
- ・ 観察者 / 監査役は適切に訓練されて、かつ最近の経験を維持すべきである。
- ・ 求められた時には、観察者 / 監査役は、自らの身分証明をするべきであり、その身分証明とは、観察者 / 監査役としての資格を明らかにすることである。

なお、IFALPA では LOSA に関する Policy も策定、検討中です。

この Policy は総会で、さらに議論をした上で採択を予定しています。日本でも同様な Policy を持つべく議論する予定です。ご意見があればお寄せください。